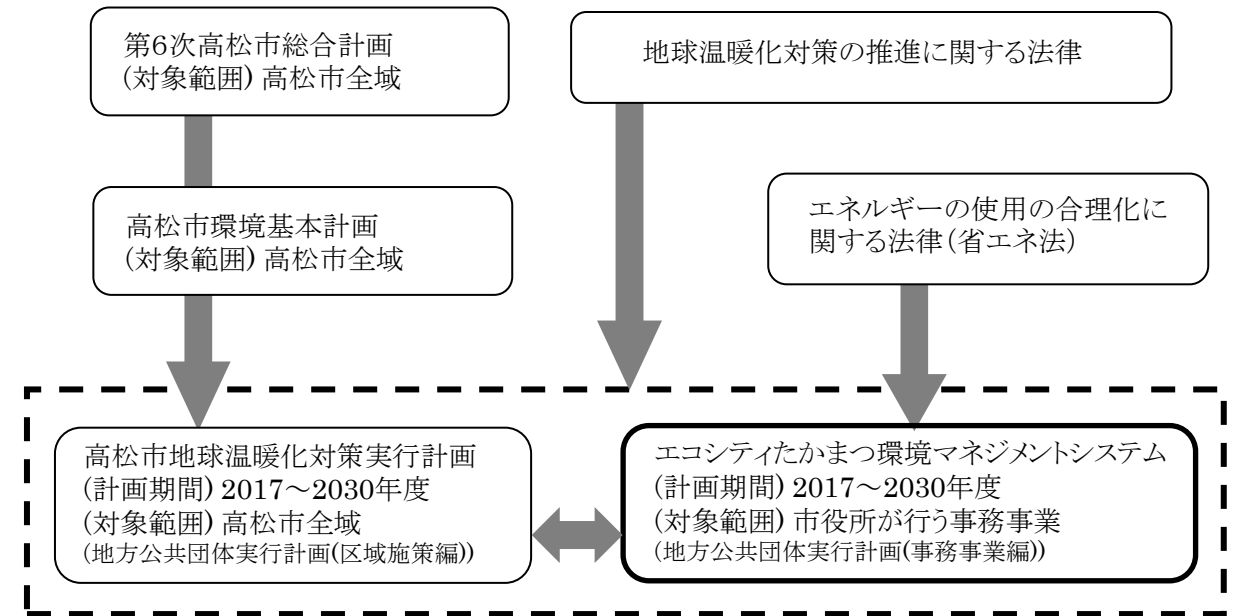
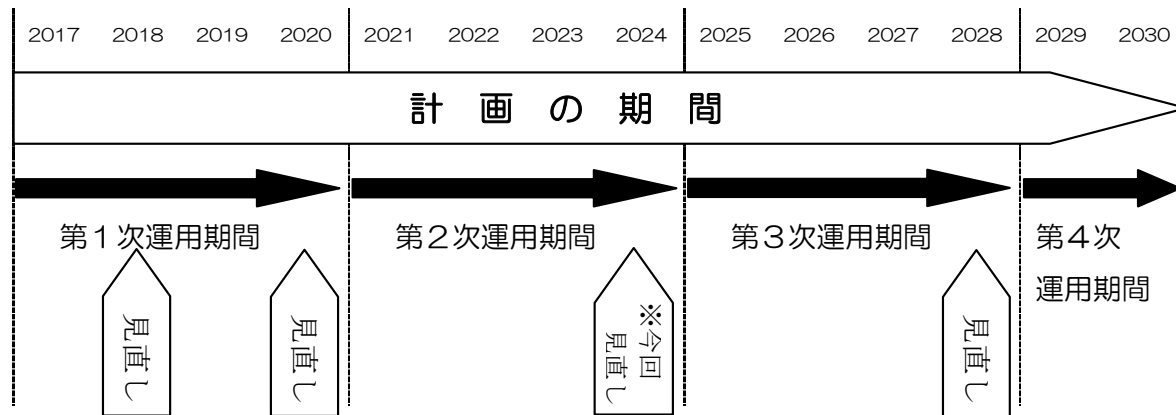


エコシティたかまつ環境マネジメントシステム の見直し等について

1) エコシティたかまつ環境マネジメントシステムの概要

目的	「地球温暖化対策推進法」に基づき、市役所における事務事業に関し、温室効果ガスの排出量削減に係る目標や取組を実行していくための計画
計画期間	14年間（2017年度～2030年度） ・4年ごとの運用期間≪第2次運用期間：R3(2021)～R6(2024)≫ ・社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。
温室効果ガス排出量の削減目標	40%（2013年度比）



2) エコシティたかまつ環境マネジメントシステム見直しの考え方

- ▶ 令和3年度に国の「地球温暖化対策計画」が改定され、全体の温室効果ガス排出量の削減目標を2030年度に、対13年度比で46%減が掲げられ、その中で「業務その他部門」（事務所）の目標が51%となった。
- ▶ 同時に、その実現に向け「政府実行計画」も改定され、国の各省庁が実行すべき温室効果ガス排出量削減目標が50%となり、新たな方針が盛り込まれた。
- ▶ 第2次運用期間における取組の実績等を踏まえつつ、国の「政府実行計画」に掲げられる温室効果ガスの削減目標等と遜色のない取組と数値目標を設定し、実効性の高い行動計画とする。

見直しの視点

- ▶ ①市役所が取り組むべき温室効果ガス排出量削減目標の引上げ
- ▶ ②「政府実行計画」に沿った基本方針への変更
- ▶ ③基本方針に基づく取組内容の追加
- ▶ ④「政府実行計画」に沿った進行管理指標の追加

3) 見直しの視点

① 温室効果ガス排出量削減目標の引上げ

- ▶ 事務事業編の温室効果ガス排出量の削減目標を、「政府実行計画」の削減目標に合わせ、**50%**（2030年度目標、2013年度比）に引き上げる。

現在の目標	見直し後の 目標（予定）	<参考> 政府実行計画の目標
40%	<u>50%</u>	50%
△47,319 t-CO ₂	△ 59,149 t-CO₂	

3) 見直しの視点

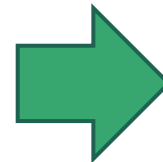
② 「政府実行計画」に沿った基本方針への変更

- ▶ 見直し後の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、「政府実行計画」を参考に、基本方針を定める。

現計画

削減に向けた取組方針

- ① 「施設分類別省エネルギー対策マニュアル」を積極的に利用した運用改善（省エネ）
- ② ごみの減量等による温室効果ガスの排出抑制
- ③ 施設の廃止や統廃合などファシリティ・マネジメントの推進
- ④ 大型設備更新・個別の老朽化設備更新



見直し後

基本方針

- (1) 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組
- (2) 建築物における省エネルギー対策の徹底
- (3) 財やサービスの購入・使用に当たっての取組
- (4) その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮
- (5) ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

3) 見直しの視点

③基本方針に基づく取組内容の追加

▶ 基本方針①〕再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

取組内容

政府実行計画においては、「2030年度には設置可能な建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」とされています。
本市においては、既に太陽光発電設備を設置可能と考えられる建築物の50%以上に太陽光発電設備を導入していますが、更なる再生可能エネルギーの活用に向け、導入を進めていきます。

主な取組内容

- ①市有施設の新築・改築に当たっては、原則、太陽光発電設備を導入するよう努める。
- ②市有地等について、太陽光発電設備等の活用の検討等に努める。
- ③市が保有する太陽光発電設備等について、事務事業内での消費に努める。
- ④ごみ処理施設や下水処理場でのバイオマス発電・バイオマス熱の有効活用に努める。

3) 見直しの視点

③基本方針に基づく取組内容の追加

▶ 基本方針②〕建築物における省エネルギー対策の徹底

取組内容

政府実行計画と同様に、本市においても、2025年度以降の新築事業については原則、ZEB Oriented相当以上としつつ、2030年度までに、新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指していきます。

主な取組

①建築物における省エネルギー対策

②建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施
建築資材の再生利用に努めるとともに、建築副産物の減量・再利用等に努める。など

3) 見直しの視点

③基本方針に基づく取組内容の追加

▶ 基本方針③〕財やサービスの購入・使用に当たっての取組

取組内容

① 電動車の導入

政府実行計画においては、代替可能な電動車がない場合を除き、「新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とする。」とされています。

本市においても、公用車について、リースやシェアリングの活用などを検討し、代替可能な電動車がない場合を除き、2026年度以降に行う新規導入・更新については全て電動車とすること、ストックでも2030年度までに全て電動車とすることを目指していきます。

② LED照明の導入

政府実行計画においては、「政府全体のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とする。」とされています。

本市においても、照明のLED化を進め、2030年度までに全ての市有施設等の照明をLED化することを目指します。

3) 見直しの視点

③基本方針に基づく取組内容の追加

▶ 基本方針③〕財やサービスの購入・使用に当たっての取組

取組内容

③ 再生可能エネルギー電力調達の推進

政府実行計画においては、「2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。」とされています。

本市においても、再生可能エネルギーによる創エネ・省エネの活用や、高松市が行う電力調達契約に係る環境配慮方針に則った再生可能エネルギー電力の調達等に努め、本市の事務事業で消費する電力の60%以上を再生可能エネルギー由来の電力とすることを目指します。

主な取組

- ①電動車の導入等
- ②自動車の利用抑制等
- ③省エネルギー機器の導入等
- ④グリーン購入の推進、リデュースの取組等
- ⑤用紙類の使用量の削減 など

3) 見直しの視点

③基本方針に基づく取組内容の追加

- ▶ **基本方針④】その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮**

取組内容

政府実行計画においては、プラスチックごみの排出の抑制、リサイクル、リサイクル不可時の排熱回収等の『廃棄物の3R+Renewable』の実施について記載されています。

本市においては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進し、「プラスチックごみ焼却量」及び「一般廃棄物焼却量」の削減を目指すとともに、事務事業におけるワンウェイ（使い捨て）製品の購入・使用の抑制や使用するプラスチック製品の再生素材・再生資源等への切り替え等に努めます。

主な取組

- ①プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用に取り組む。など
- ②庁舎内の室温等に合わせ、快適で効率的に働くことができるよう、クールビズ・ウォームビズの実施に努める。など

3) 見直しの視点

③基本方針に基づく取組内容の追加

▶ 基本方針⑤〕ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

取組内容

本市においても、政府実行計画に記載されている事項と同様に、職員のワークライフバランスの確保、職員に対する地球温暖化対策に関する研修の実施や情報提供、脱炭素ライフスタイルの推進・奨励に努めつつ、デコ活・脱炭素型ライフスタイルに取り組む『高松市脱炭素型ライフスタイル推進リーダー』への登録の推進に努めます。

主な取組

- ①定時退庁を心掛ける。また、毎週水曜日の「ノー残業デー」には、17時以降は原則として会議等を実施しないこととし、一層の定時退庁の実施を図る。
- ②事務の見直し等による、夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の徹底を図る。また、スマイルプランの目標指標の達成に向けて、組織全体として取り組むことに努める。
- ③デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）等の推進に、積極的に取り組むよう努める。

3) 見直しの視点

④「政府実行計画」に合わせた進行管理指標の追加①

▶ 「政府実行計画」を踏まえ、新たに設定（目標年度：2030年度）

取組内容	指標	現況値 (2023年度・R5)	本市目標 (2030年度・R12)
再エネの活用	設置可能な保有建築物 への太陽光発電設備の導入率	68.9%	75.0%
公共施設のZEB化	設計した新築建築物うち ZEB Ready相当以上の割合	(実績なし)	50%
電動車の導入	公用車における電動車の割合	4.6%	100%
LED照明の導入	屋内照明を全てLED化 している公共施設の割合	2.6%	100%
再エネ電力の調達	事務事業での電力使用量に 対する再生可能エネルギーの割合	33.4%	60.0%

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」活用にあたっては、政府実行計画と同等以上の目標値の設定が求められる。

3) 見直しの視点

④ 「政府実行計画」に合わせた進行管理指標の追加②

▶ R12年度の目標値を追加

取組（継続）	指標	基準年度値	現況値 (2023年度・R5)	目標値 (2030年度・R12)
電力使用量の削減	事務事業での電力使用量	95,228 千kWh (2017年度)	79,736 千kWh	82,848 千kWh
用紙類使用量の削減	事務事業での用紙類使用量	61,345 千枚 (2019年度)	60,066 千枚	57,050 千枚
上水道使用量の削減	施設床面積 1 m ² あたりの 上水道使用量	0.80 m ³ /m ² (2019年度)	0.74 m ³ /m ²	0.73 m ³ /m ²

4) 『エコシティたかまつ環境マネジメントシステム』の名称変更

- ▶ 令和2年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、その実現に向けた計画であることから、
『ゼロカーボンシティたかまつ環境マネジメントシステム』へ変更する。

国の「地球温暖化対策計画」見直しの動向

- 国においては、2035年の新たな温室効果ガスの排出削減目標について、現行計画が2050年までに排出量を実質ゼロにする目標と整合しているとして、2030年度に、13年度比で46%減の延長線上にある60%減を軸に調整する考えを示した。
- このため、本市地球温暖化対策実行計画については、国の地球温暖化対策計画の改定内容や、国が示す見直しの方向性などを踏まえ、必要に応じて、温室効果ガス削減目標や、その取組などについて、改めて見直しを行う予定です。